

電子複写機による複写サービス契約書

山形県立中央病院長 鈴木克典（以下「発注者」という。）と（以下「受注者」という。）とは、下記の条項により電子複写機による複写サービス（モノクロ 上層階）に関する契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 この契約は、受注者が発注者に複写サービスを提供するに際し、電子複写機の適切な操作方法を指導するとともに、電子複写機が常時正常な状態で稼動し得るように保守を行い、電子複写機に必要な消耗品等（受注者の指定する販売消耗品を除く。以下同じ。）を円滑に供給することを目的とする。

（機械及び設置場所）

第2条 電子複写機の機種及びその設置場所は後記記載のとおりとする。

（契約期間）

第3条 本契約の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は契約金額に予定数量を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県病院事業局財務規程第121条の規定により準用する山形県財務規則第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

（複写サービス料金）

第5条 複写サービスに係る料金（消費税及び地方消費税を含む。）は後記記載のとおりとする。

（複写サービス料金の請求）

第6条 受注者は、毎月末において発注者の確認を受けて、複写サービス数量を算出し、複写サービス料金を発注者に対し翌月請求するものとする。

（複写サービス料金の支払い）

第7条 発注者は、受注者から前条による請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に支払わなければならない。

2 発注者は自己の責に帰すべき事由により複写サービス料金の支払いを遅延した場合、受注者に対し前項の期間満了の翌日から支払いの日まで年2.5%の割合で計算した遅延利息を加算して支払う。ただし、遅延利息の額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとし、その額が100円未満であるときは支払わないものとする。

- 3 複写サービス枚数の計算は、1 か月の総使用枚数の2 %を受注者の責に帰すべき原因による不良の複写及び受注者が複写機の保守のために使用した複写とみなし、総使用枚数からその枚数を控除するものとする。なお、控除した後の枚数に1枚未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(電子複写機の保守)

第8条 受注者は、電子複写機を発注者が常時正常な状態で使用できるように定期的に技術員を設置場所に派遣して点検、調整を行わなければならない。

- 2 電子複写機が故障した場合は、発注者の請求により、受注者は直ちに設置場所に技術員を派遣して修理を行い、速やかに正常な状態に回復させなければならない。この場合の修理に係る経費については、受注者は発注者に請求することができない。

- 3 受注者の作業の実施は、原則として受注者所定の営業時間内に行う。

(消耗品等の供給)

第9条 トナーカートリッジを除く消耗品等は、受注者の技術員の点検又は発注者からの申出に基づき、複写品質維持のために受注者が必要と認めたとき、受注者はこれを直ちに置き換えるものとする。

- 2 トナーカートリッジは、受注者の技術員の巡回又は発注者からの申出により予備消耗品の不足を知ったとき、受注者はこれを供給する。

(電子複写機及び消耗品等の所有権)

第10条 電子複写機及び消耗品等の所有権は受注者に属し、発注者はそれらを善良なる管理者の注意義務をもって使用、管理しなければならない。

- 2 発注者は、電子複写機及び消耗品等が受注者の所有であることを示す表示等を毀損するなど、電子複写機の現状を変更するような行為並びに消耗品等を他に流用してはならない。

(機械の変更)

第11条 発注者は、第8条により受注者に修理を要請したにもかかわらず機械が常時正常な状態で使用できない場合は、受注者に対して同様仕様の機械への変更を申し出ることができる。

- 2 受注者は、前項の規定により機械を変更したときは、それらに要する費用を発注者に請求することができない。また、機械を変更した場合であっても、契約期間及び複写サービス料金等は変更しないものとする。

(設置場所の変更)

第12条 発注者は、第2条の設置場所に変更が生じた場合は、あらかじめ受注者に通知し、受注者の承認を得なければならない。この場合、電子複写機の移動は受注者が実施するものとする。

- 2 受注者は、前項の規定により電子複写機を移動したときは、それらに要する費用を発注者

に請求することができる。

(保険)

第 13 条 受注者は、電子複写機に受注者の費用で動産総合保険を付保する。

(損害賠償)

第 14 条 受注者は、発注者が故意又は重大な過失により電子複写機に損害を与えた場合、その賠償を発注者に請求することができる。

2 前項の場合において、動産総合保険で補填された損害に対しては、前項の規定にかかわらず受注者は発注者に請求しない。

(機密の保持)

第 15 条 受注者は、この契約を履行するにあたって直接若しくは間接に知り得た発注者の業務上の秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の保護)

第 16 条 受注者は、この契約による事務を行うため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(複写サービスに係る代金の改定)

第 17 条 契約期間中において、法令の制定、公租公課の増減、物価の変動、その他経済事情の変化により複写サービス料金を改定する必要がある場合、受注者は料金改定日の 1 か月前までに書面にて料金の改定を発注者に通知し、発注者と受注者とが協議の上、新料金を決定する。

(権利及び義務の譲渡禁止)

第 18 条 受注者は、この契約によって生ずる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承認を得たときは、この限りでない。

(契約の解除)

第 19 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当する場合には、契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反し、又は違反するおそれがあると認めたとき。
- (2) この契約の履行について、不正の行為があったとき。
- (3) 正当な理由がなく、この契約の履行を怠ったとき。
- (4) 故意又は過失により発注者に重大な損害を与えたとき。
- (5) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員

又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下この号において「暴力団員等」という。)であると認められるとき。

ロ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(ヘに該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2 発注者は、前項各号に規定する場合のほか、特に必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者は、その損害額を負担するものとする。この場合の損害額は、発注者、受注者協議して定める。

3 第1項第1号から第3号まで又は第5号の規定によりこの契約を解除する場合には、契約保証金は、発注者に帰属するものとする。ただし、契約保証金が免除されている場合には、受注者は、発注者に対し、解除違約金として契約金額(単価契約に購入予定数量を乗じて得た額)の100分の10に相当する金額を納付しなければならない。

4 前項の場合において、発注者の受けた損害額が当該契約保証金又は解約違約金を超えるときは、受注者は、その不足額を発注者に納付しなければならない。この場合の損害額は、発注者と受注者とが協議して定める。

5 第1項第4号の規定により契約を解除する場合には、受注者は、発注者に与えた損害を賠償しなければならない。この場合の賠償額は、発注者、受注者協議して定める。

6 発注者は、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により受注者に通知するものとする。

(談合等に係る契約解除及び賠償)

第20条 前条に定める場合のほか、発注者は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条第1項若しくは第2項(第8条の2第2

項及び第 20 条第 2 項において準用する場合を含む。)、第 8 条の 2 第 1 項若しくは第 3 項、第 17 条の 2 又は第 20 条第 1 項の規定による命令を受け、当該命令に係る抗告訴訟（行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 3 条第 1 項に規定する抗告訴訟をいう。以下この条において同じ。）を提起しなかったとき。

(2) 受注者が独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）、第 7 条の 9 第 1 項若しくは第 2 項又は第 20 条の 2 から第 20 条の 6 までの規定による命令を受け、当該命令に係る抗告訴訟を提起しなかったとき。

(3) 受注者が前 2 号に規定する抗告訴訟を提起し、当該抗告訴訟について棄却又は却下の判決が確定したとき。

(4) 受注者（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成 12 年法律第 130 号）第 4 条の規定による刑に処せられたとき。

2 受注者は、この契約に関して前項各号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額（単価契約の場合は、購入予定数量又は購入実績数量のいずれか多い方に契約単価を乗じて得た金額）の 100 分の 10 に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、発注者が特に認める場合は、この限りでない。

3 この契約の履行の完了後に、受注者が第 1 項各号のいずれかに該当することが明らかになった場合についても、前項と同様とする。

4 第 2 項の規定は、同項の規定に該当する原因となった違反行為により発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超える部分に相当する額につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（複写機及び消耗品等の返還）

第 21 条 発注者は、第 3 条、第 19 条及び第 20 条の規定により契約終了又は契約解除した場合、複写機及び消耗品等を速やかに受注者に返還しなければならない。ただし、これに要する経費は受注者の負担とする。

2 受注者は、前項により複写機の返還を受けたときは、当該機器内に蓄積されている全データを速やかに消去するものとする。

3 受注者は、契約期間の満了にともない機器の引取りを行う場合において、発注者の業務遂行に支障を来たさないよう、翌年度から複写サービスを提供する取扱業者の複写機設置に協力するものとする。

（その他）

第 22 条 この契約に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議の上これを定める。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、発注者受注者両者記名、押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者 山形市大字青柳 1800 番地
山形県立中央病院長 鈴木 克典

受注者

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、本人から収集し、本人以外から収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。ただし、発注者の承諾があるときは、この限りでない。

(漏えい・滅失及び毀損の防止)

第4 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏洩、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第5 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的に利用し、又は、第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務を行うために発注者から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(事務従事者への周知)

第7 受注者は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報を適当な理由なく他人に知らせ、又は、当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、山形県個人情報保護条例により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(再委託の禁止)

第8 受注者は、発注者の承諾があるときを除き、この契約による事務を第三者に委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9 発注者は、受注者がこの契約による事務を行うために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(調査)

第10 発注者は、受注者がこの契約による事務を行うに当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(事故発生時のおける報告)

第11 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

第2条に定める複写機の機種及び設置場所

No.	メーカー名及び 機種名又は商品名	機械番号	設置場所
1			5階東 病棟
2			5階西 病棟
3			6階西 病棟
4			7階東 病棟
5			7階西 病棟
6			8階東 病棟
7			8階西 病棟
8			9階東 病棟
9			9階西 病棟

第5条に定める複写サービスに係る料金等

- 1 複写サービスに係る代金は、次のとおりとする。

複写機1台毎に、1ヶ月の複写サービス数量から後記2に該当する数量を控除した数量に次の単価を乗じて算出した金額（1円未満の端数は切り捨て）とする。

代金

機 種 関連商品	複写サービス料金		
	複写枚数1枚につき	単価（税抜）	単価（税込）
全機種	モノクロ	金 . 円	金 . 円

- 2 料金請求時の枚数計算においては、複写機1台ごとに、1ヶ月の総使用枚数の2パーセントをサービス提供者の責に帰すべき原因による不良の複写枚数（複写機の保守にあたり、点検と調整のために行ったものを含む。）とみなし、総使用枚数から控除するものとする。
なお、控除後の枚数に1枚未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。